入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。
この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和２年 ２月１２日

東広島市長　髙垣 廣德

１　入札に付する事項

（１）	物品・委託役務の名称	令和２年度保育所職員（調理従事者等）腸内細菌等検査業務
（２）	物品・委託役務管理番号	13310070
（３）	物品委託役務内容	保育所給食業務等に従事する者の検便検査を行うもの。
（４）	納入・履行期間	令和２年 ４月 １日から令和３年 ３月３１日まで
（５）	納入・履行（就業）場所	公立保育所・認定こども園全２７施設及び保育課
（６）	予定価格	非公表
（７）	最低制限価格	なし
（８）	入札方式	一般競争入札
（９）	入札区分	紙入札
（10）	使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
（11）	契約種別	複数単価契約
（12）	収入印紙	不要

２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	医療＞臨床検査
イ	法令等による登録等	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年第76号）20条の3に基づく衛生検査所登録おいて「検査業務の内容」を微生物学的検査とする登録を受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

３　その他の入札条件

(1)入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第４号）によらず、本公告において定める様式「複数単価契約入札書（令和2年2月12日公告・令和２年度保育所職員（調理従事者等）腸内細菌等検査業務）」とする。
(2)消費税に係る課税事業者にあっては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない整数とする。なお、契約単価も同様とする。
(3)消費税に係る免税事業者にあっては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の１１０分の１００に相当する１円以上の整数の額とする。ただし、契約単価は、入札書記載の単価に当該額の１００分の１０に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。
(4)「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載すること。
(5)「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載すること。
(6)上記(1)～(5)によらない入札書は、その入札を無効とする。

4　日程等

手続き等		期間・期日等	場所・留意事項
ア	公告日	令和２年　２月１２日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「６問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ	仕様書及び見本等閲覧期間	令和２年　２月１２日～ 令和２年　３月　６日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：　無
ウ	同等品確認期間 (物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号。以下「入札心得」という。）別記様式第２号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ　質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ	同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ	質問書提出期間	令和２年　２月１２日～ 令和２年　２月１９日 (午前　8時30分～午後　5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第１号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 こども未来部　保育課 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館２階） 電話番号　082-420-0934　　／ファックス番号　082-422-6669 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ	回答書閲覧期間	令和２年　２月２５日～ 令和２年　３月　６日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ	入札期間	令和２年　３月　４日～ 令和２年　３月　５日 (午前　8時30分～午後　5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク	開札日時	令和２年　３月　６日 午後　２時００分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町８番２９号　本庁本館４階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（１回目）を実施するものとする。再度の入札（１回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（１回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（１回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（２回目）を行う。 再度の入札は、２回目まで行う。

5　資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

（１）提出書類

書類の区分		提出書類（○印）	備考
ア	入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書		
エ	配置予定技術者届出書		
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ	法令等による登録等を確認するための資料		
ク	その他		

（２）提出部数は、１部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
（３）提出期限
（４）提出先　　「６　問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。
（５）その他
入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6　問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課　物品役務係
東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）
電話番号　　０８２－４２０－０９３０
ファックス番号　０８２－４３１－００７７

令和２年度保育所職員（調理従事者等）腸内細菌等検査業務
仕様書

１　業務名

令和２年度保育所職員（調理従事者等）腸内細菌等検査業務

２　履行期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

３　履行場所

公立保育所・認定こども園 全２７施設（以下「保育所等」とする。）及び保育課

４　業務内容

保育所等及び保育課で保育所給食業務等に従事する者について、厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、腸内細菌及びノロウイルスに係る検便検査を実施するもの。

５　検査実施方法

（１）検査は、次の区分により実施する。

検査区分	対象者	対象者数	実施時期	実施頻度	合計検査回数（発注予定数量）	検査項目	備考（対象者の詳細等）
腸内細菌検査	職員（調理従事者及び調乳担当等）	300人	通年	毎月１回	4,520回	赤痢菌 サルモネラ 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌（O-26、O-111、O-128、O-157）	別紙検査対象施設一覧のとおり。
	職員（配膳担当）	300人	4月 8月 12月	年間３回			
	監査等立入検査職員	20人	10月～1月	年間１回			
ノロウイルス検査	調理従事者のみ	120人	12月 2月	年間２回	240回	ノロウイルス簡易検査（大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく 10^5 オーダー）	

※ノロウイルス検査については、受注者は、契約後１５日以内に、受注者が行う検査法が、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく便１ｇ当たり 10^5 オーダーのノロウイルスを検出できる検査法であることを確認できる書類を、発注者に提出すること。

（２）検査回数、頻度等に係る注意事項

①　その他緊急に検査の必要がある者について、発注者が別途指示する。

②　発注予定数量の変動等については「８　発注予定数量」を参照すること。

（３）検査容器の配付

① 受注者は、履行開始後速やかに各保育所等に対して予定人数全員の３か月分に相当する検査容器を配付すること。配付作業は、四半期ごとに同様に繰り返すこと。

② 配付は、受注者の費用負担により郵送によることができるものとする。

（４）検体の回収・検査

① 受注者は、発注者と協議して定める日に各保育所等から検体を持ち帰り、翌日までに検査を開始すること。ただし、次の条件を全て満たせば、郵送で回収することができる。

ア 回収する検査容器を収納・梱包する容器を事前に準備すること。

イ 送料を受注者が負担すること。

ウ 送付方法等について、発注者と別途協議し決定すること。

（５）結果報告

① 受注者は、検体を回収した（又は受け取った）日から起算して７日以内に各保育所等に報告書を提出すること。郵送により報告する場合は、宛て先は検査対象施設一覧の住所に送付すること。

② 報告内容

以下の項目を報告書に記載すること。

・施設名

・検査対象者名

・検査結果（＋・－で表示すること）

③ 検査の結果、陽性反応が生じた場合は、報告書の提出前であっても発注者へ直ちに電話連絡をすること（※腸管出血性大腸菌（O-157）において陽性反応が生じた場合、直ちにベロ毒素検査を行うこと。その際の費用は本契約の代金に含まないものとするが、事前に契約方法及び金額等について発注者と協議を行うこと。）。

（６）その他

① 検査容器（検体）は、腸内細菌検査とノロウイルス検査を兼ねることができる。

② 検体の回収は、腸内細菌検査とノロウイルス検査に係る検体の回収とを兼ねることができる。

６ 業務実施責任者

受注者は契約締結後、次の（１）、（２）及び（３）に留意して業務実施責任者を定め、発注者に届け出るものとする。

（１）業務実施責任者は、資格を求めない。

（２）業務実施責任者は、受注者側の責任者として本業務の技術的な管理を行うとともに、業務全体を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために発注者と連絡調整を行う等の事務を処理するものとする。

（３）業務実施責任者は受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、契約締結後雇用関係が確認できる書類（社員証の写し等）を提出すること。

７ 委託料の支払い

（１）本業務は、１人・１回・１検体当たりの検査代金を定める単価契約とする。ただし、１検体で腸内細菌検査とノロウイルス検査を行った場合は、それぞれの検査に対し１回（合計２回）とする。

（契約単価表）

履行区分（支払区分）		契約単価 （1人1検体1回あたり）	発注予定数量
内訳	腸内細菌検査	円	4,520回
	ノロウイルス検査	円	240回

（2）本業務は、履行開始後、1か月を単位として委託料を請求できるものとし、計算方法は次のとおりとする。

ア　消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

契約単価表に示す履行区分ごとの契約単価にそれぞれ履行数量（検査実施回数）を乗じて計算し合計した額に、当該合計額の１００分の１０に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

イ　消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

契約単価表に示す履行区分ごとの契約単価にそれぞれ履行数量（検査実施回数）を乗じて計算し合計した額とする。

（3）受注者は1か月単位の委託料を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていなければならない。

（4）請求時の提出書類

受注者は、請求書の提出と合わせて次のア及びイの書類を提出すること。

ア　別表に示す施設ごとの検査回数、契約単価及びその合計金額を記載した請求内訳書。なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者にあっては、請求内訳書の記載金額は消費税及び地方消費税額を含まないものとする。

イ　別表に示す施設ごとに、検査回数及びその内訳回数（腸内細菌検査にあっては回次毎）を記載した回数内訳書。なお、請求内訳書に必要事項の記載がある場合は回数内訳書の提出を省くことができる。

8　発注予定数量

検査実施回数（発注予定数量）は見込みであり、契約締結後に変動がある。ただし、上限・下限を次のとおりとする。なお、やむを得ず下限を下回ることとなった場合、発注者と受注者が委託料について協議を行う必要があると認めるときは、委託料（契約単価を含む。）の変更を行うものとする。

検査実施回数（発注予定数量）

検査区分		発注予定数量	
		上限	下限
内訳	腸内細菌検査	4,520回	3,616回
	ノロウイルス検査	240回	184回

9　その他

（1）本業務の検査を行うものは、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条の規

定による臨床検査技師の資格を有する者が行うこと。

（２）受注者は、本業務を実施するための個人情報の取扱いについては、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や適切な管理を行わなければならない。

（３）その他本業務の遂行上、必要と認められる事項については、協議のうえ定めるものとする。

10　問い合わせ先（発注担当課）

東広島市こども未来部　保育課　保育所係

電　話　（082）420-0934

ＦＡＸ　（082）422-6669

検査対象施設一覧

	施　設　名	住　　所
1	東広島市立寺西保育所	東広島市西条町寺家 7735‐3
2	東広島市立西条東保育所	東広島市西条西本町 11‐24
3	東広島市立板城保育所	東広島市西条町森近 966‐1
4	東広島市立郷田保育所	東広島市西条町郷曽 1133‐2
5	東広島市立円城寺保育所	東広島市西条町御薗宇 6975
6	東広島市立吉川保育所	東広島市八本松町吉川 351‐1
7	東広島市立原保育所	東広島市八本松町原 6782‐1
8	東広島市立川上西部保育所	東広島市八本松南 2 丁目 3‐1
9	東広島市立川上東部保育所	東広島市八本松町正力 1441‐1
10	東広島市立川上中部保育所	東広島市八本松飯田 2 丁目 17‐5
11	東広島市立高屋東保育所	東広島市高屋町高屋東 632‐1
12	東広島市立小谷保育所	東広島市高屋町小谷 1694
13	東広島市立造賀保育所	東広島市高屋町造賀 3686
14	東広島市立高屋中央保育所	東広島市高屋町中島 407
15	東広島市立志和堀保育所	東広島市志和町志和堀 839‐6
16	東広島市立板城西保育所	東広島市黒瀬町小多田 438-1
17	東広島市立上黒瀬保育所	東広島市黒瀬町南方 1411
18	東広島市立乃美尾保育所	東広島市黒瀬町乃美尾 2131
19	東広島市立中黒瀬保育所	東広島市黒瀬町丸山 1453-4
20	東広島市立暁保育所	東広島市黒瀬町津江 857
21	東広島市立認定こども園くば	東広島市福富町久芳 3327
22	東広島市立認定こども園たけに	東広島市福富町下竹仁 534-2
23	東広島市立認定こども園とよさか	東広島市豊栄町鍛冶屋 577-1
24	東広島市立河内西保育所	東広島市河内町河戸 802-2
25	東広島市立木谷保育所	安芸津町木谷 1218
26	東広島市立三津保育所	安芸津町三津 5545-2
27	東広島市立風早保育所	安芸津町風早 367-3
28	東広島市　保育課	東広島市西条栄町 8-29